

# 「忘れられる権利」について

## — 検索事業者に対する検索結果の削除請求を中心にして

客員弁護士 二本松 利忠

### 第1 はじめに

「人は忘れる。しかし、インターネットは忘れない。だからこそ、『忘れられる』ことが権利として承認される必要が生じている。」<sup>1</sup>

デジタル化やインターネットの発達に伴い、情報の拡散の速度と範囲は飛躍的に拡大した。そして、個人にとって不都合な情報も、サーバーから消去されない限り、半永久的にウェブ上に残り続けることになる。しかも、検索エンジンの発達により、情報拡散の危険性はますます増大している。

近年、「忘れられる権利」をめぐる議論がグローバルな規模で盛んに行われている<sup>2</sup>。その権利の根拠・内容については未だ各国共通の定説はないようであるが、検索サービスとの関連で語られる「忘れられる権利」(“right to be forgotten”)における「忘れられる(忘却)」には、日常用語とはかなり異なり、情報の拡散防止を目的とした意味内容が付与されている<sup>3</sup>。すなわち、「忘れられる権利」は、上記のようなネット環境を背景に、これ以上情報が拡散し、人々の目に触れることを防ぎ、人々が早く忘れてくれるような措置(情報の削除又は非表示)を求める権利である<sup>4</sup>。論者によっては、「忘れてもらう権利」と呼称しているが<sup>5</sup>、この呼び方のほうが実質をとらえているといえる。上記のような「忘れられる権利」が個人情報・プライバシーの保護の重要問題として、広く議論されるようになった背景には、インターネット上の情報検索に不可欠なインフラとなった検索サービスの関連で、検索結果の削除義務という新しい問題が発生したことにある。

このような中、先頃、最高裁は、インターネット検索サイトであるグーグルに対して自身の逮捕歴に関する記事の検索結果を削除することを求めた仮処分申請事件において、一定の場合には、検索事業者に対して検索結果の削除を求めることができることを認める判断を示し(ただし、結論としては、削除を否定した原審決定を支持した)<sup>6</sup>、新聞等に「忘れられる権利」との関係で大きく取り上げられた<sup>7</sup>。今後、この最高裁決定を契機として、「忘れられる権利」についての

議論がさらに活発化し深化するものと期待されるが、以下、その議論の先触れとして問題状況を紹介することとする。

### 第2 「忘れられる権利」とは

#### 1 「忘れられる権利」の意義

「忘れられる権利」は、元来はフランスで議論が重ねられてきた権利であるが、2012年1月、欧州委員会がデジタル時代に対応した権利として提案し、後記欧州連合(EU)司法裁判所の裁定が出されたこともあって、脚光を浴びるようになった。その後、欧州議会は、2016年5月、「EUデータ保護規則」を制定し、「削除権(忘れられる権利)」を明文化した<sup>8</sup>。

もともと「忘れられる権利」は、必ずしも検索エンジンのみを対象とした権利ではないが、「忘れられる権利」が最も有効に行使されうる対象が検索エンジンと考えられることから、検索エンジンのサービス提供者(検索事業者)に対する検索結果の削除請求が「忘れられる権利」と関係づけて議論されるようになったものである。

なお、アメリカでは、欧州と異なり、表現の自由に対する萎縮効果の危惧などの理由から、「忘れられる権利」については消極的な姿勢のようである<sup>9</sup>。

#### 2 欧州連合(EU)司法裁判所の2014年5月13日裁定

スペイン在住のXは、社会保険料の滞納によって自宅が競売手続に付され、その公告が大手日刊紙に掲載された。その後、グーグルで検索すると、この記事の電子版が検索結果として表示されたため、Xは、滞納した社会保険料はすでに完済しており、10年以上前の記事はもはや適切さを欠くとして、グーグルに対して検索結果の削除を求めた。この事案について、欧州連合(EU)司法裁判所は、2014年5月13日、「当初は正しい検索処理も、時間がたてばプライバシー保護に反することがある。」などとして、検索結果の削除請求を認めた<sup>10</sup>。これは実質的に「忘れられる権利」を承認したものと評価されている。このような裁定がなされた背景には、検索結果の表示は、インターネットの利用者による当該情報へのアクセスを容易にし、情報の伝播という点において決定的な意味を有しうるので、リンク先のウェブページの公表よりも、プライバシー権への重大な侵害になるという認識があった<sup>11</sup>。

#### 3 我が国における議論

我が国においても、検索事業者に対して検索結果の削除を求める訴訟又は仮処分申立てが多く提起さ

れるようになっている。こうした背景には、近年、新聞等の電子版、インターネット上の掲示板や個人のブログ等において、名誉・プライバシーを毀損又は侵害する記載が多く見られるようになっていることがある。これらの記事等に対しては、不法行為に基づく損害賠償請求をするほか、掲載者本人又はサイト管理者に対して削除請求をするのが基本である<sup>12</sup>。しかし、いったん拡散してしまった情報について個別のウェブサイトごとに削除を求め、その情報を消し去ることは著しく困難である。また、投稿者やサイト管理者等がわからない場合には削除請求をすることができない。

そこで、このような場合に、当該個人情報自体を削除するのではなく、大手検索サイト(グーグル、ヤフー等の検索事業者)における検索結果を表示させない手段が検討されるようになった。大手検索サイトの検索結果の表示が阻止されると、多くの人々は当該頁にアクセスできないことから、個別の削除と同等あるいはそれ以上の効果を生むことになるからである。

検索事業者に対する検索結果の削除請求で特に問題となったのが、犯罪に関する報道の検索結果である。

### 第3 時の経過と犯罪報道

#### 1 前科等の公表と不法行為の成否

最高裁は、ノンフィクション「逆転」事件判決(最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁)において、「ある者が刑事事件の被疑者とされ、さらに公訴を提起されて有罪判決を受け、服役したという事実(前科等にかかわる事実)については、みだりにこれを公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する。…そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。」と判示し、一定の場合には、前科等の公表が不法行為を構成する余地を認めている。

#### 2 ウェブサイト管理者に対する犯罪報道の削除請求

近年、上記最高裁判決や、名誉・プライバシー等の侵害に基づく小説の出版差止めを認めた最判平成14年9月24日判タ1106号72頁(「石に泳ぐ魚」事件)等もあって、犯罪発生当時にインターネット上に掲載

された報道記事や転載された記事について、一定時間の経過後にウェブサイト管理者に対し、仮処分等により削除を認める裁判例が多くなっている<sup>13</sup>。しかし、検索サイトに表示される検索結果について、検索事業者に対して削除を求めることができるかについては、見解が分かれていた。

#### 3 最高裁平成29年1月31日決定(本件最高裁決定)

##### (1) 事案の概要

申立人は、児童買春禁止法違反で罰金50万円の略式命令が確定していたが、約3年を経過しても、グーグルの検索で自分の居住する県名と氏名を入力すると、逮捕を報じる記事が表示され、「事件を反省して新しい生活を送っており、更生が妨げられる。過去の犯罪情報を実名掲載する公共性は高くなく、違法である。」などと主張して、グーグルに検索結果の削除を求める仮処分申請をした。この件について、さいたま地裁は、検索サイトに表示された逮捕の報道について、事件から3年経過後もネットに表示され続ける公益性は低く、申立人が受けた不利益は重大で平穏な社会生活が阻害されるおそれがあるとして、検索結果の削除を命じた<sup>14</sup>。

しかし、抗告審の東京高裁平成28年7月12日決定は、削除請求について、表現の自由、知る権利への影響が大きいとして、地裁決定を取り消して仮処分申請を却下した<sup>15</sup>。

##### (2) 本件最高裁決定

最高裁は、「個人のプライバシーに関する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである。」としたが、検索事業者に対して検索結果の削除を求めることができるかについては、「プライバシーの保護が情報を公表する価値よりも明らかに優越する場合に限って削除できる。」として、削除には厳格な条件を満たす必要があると判示した。そして、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという事実は、「児童買春が社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項である」として、申立人が妻子と共に生活し、本件の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえないとして、削除を否定した原審の判断を是認した<sup>16</sup>。

#### 4 本件最高裁決定と「忘れられる権利」

(1) 検索事業者に対する削除請求に関しては、検索事業者は検索結果を機械的・自動的に表示する媒介者に過ぎないとして責任を否定するのがグーグル側の主張であり、この理由で検索事業者の削除義務を否定する下級審の裁判例もあったが、本件最高裁決定が、検索結果の提供は表現行為であるとして検索事業者に削除義務が認められる場合であることを肯定した意義は大きい。

(2) 上記さいたま地決は、「犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」と判示したことから、我が国で初めて「忘れられる権利」を認めたものと報道された。しかし、上記東京高決は、「忘れられる権利」については「そもそも法律上明文の根拠がなく、その要件及び効果が明確でない。」としたうえ、本件削除請求権については、「その実体は人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならず、『忘れられる権利』について独立して判断する必要はない。」とした<sup>17</sup>。そして、本件最高裁決定は、「忘れられる権利」については何ら言及していない。

(3) これまで我が国では、「忘れられる権利」は、まったく新しい権利ではなく、名誉毀損、プライバシー侵害に該当する情報について、人格権に基づく個人情報の削除請求に関する議論の延長線上の問題と位置付ける見解が多かった<sup>18</sup>。しかし、「忘れられる権利」については、そもそも日本では欧州のような「忘れられる権利」の概念は不要であるという見解<sup>19</sup>、従来のプライバシー権侵害に基づく個別のサイトを対象とする削除権とは異なるとする見解<sup>20</sup>があるほか、現在のネット環境の下で「個人の尊厳」「幸福追求権」が侵害されないために「忘れられる権利」が有意義であるとする見解<sup>21</sup>も存する。「忘れられる権利」とプライバシー権、自己情報コントロール権・自己決定権との関係についても議論があり、本件最高裁決定を契機に、「忘れられる権利」に関する議論がさらに活発化するものと思われる。

#### 5 日本の犯罪報道の在り方と「忘れられる権利」

多くのヨーロッパ諸国では、犯罪報道は日本ほどにテレビや新聞で取り上げられず、逮捕された場合に実名報道されることは多くないといわれる。これに対し、我が国では、逮捕されても、実際に起訴に

至らないケース(嫌疑不十分、起訴猶予等)が3~4割を占めるにもかかわらず、逮捕の段階から実名で報道され、しかも、プライバシーに関することをいろいろと暴き立てられることも多い<sup>22</sup>。こうした犯罪報道の在り方については、それ自体検討を要する問題であるが、現状を考慮すると、ネット検索で過去の前科・逮捕歴が容易に他人に知られることにより、「犯罪者」という烙印が人々の記憶から永久的に消えないようなネット環境には大きな問題があると思われる。

本件最高裁決定の事案も、申立人は逮捕されて略式手続で罰金刑に処せられたとはいえ、公人ではなく、罰金刑の執行も終わって平穏な私生活を続けていることを考慮すると、申立人のみならず家族にとって、インターネットで申立人の過去の逮捕歴が簡単かつ広範にさらし続けられることは酷であり、社会復帰して家庭生活を営む利益を重視して、社会に「忘れてもらう」ことを選択してもよかったのではなかろうか。

#### 第4 終わりに

多かれ少なかれ、誰にも社会から忘れてもらいたい「過去」というものがあるだろう。多くの裁判例で問題となっている逮捕歴や前科が代表的なものであるが、ネットに流出したAV出演の情報や、自分が投稿した写真、ブログやフェイスブックに書き込んだところ「炎上」により拡散してしまった記載などである。このようにしていったん社会一般に知られることとなった個人の不都合な情報について、これを「忘れられる権利」というかはともかくとして、本人の一方的意思により抹消を認めてよいかは問題である。この点については、個人に関する情報を当該個人がコントロールすることを当然のこととみるか、個人に関する情報は、当該人物を社会がどう把握するか判断する重要な情報であり、それは私益を超えているとみるかによって評価は分かれることになる。自分にとって都合の悪い情報を削除して、過去を恣意的に編集することにより、実在の「私」(実像)とは異なる都合のよい「私」(虚像)を作る自由を認めてよいか、特に、選挙で公職者を選んだり、その専門的知見や人間性をも評価して仕事を依頼しようとする場合には、犯罪歴や処分歴・事故歴を含む当該人物の過去の情報はその人物を評価するうえで重要な情報であり、「忘れられる権利」を根拠に安易な削除を認めることには慎重でなければならないであろう。

しかし、人は過ちを犯す存在である。それが社会規範に反していた場合に相応の制裁が必要であろうが、上記のとおり、インターネットによる社会的制裁は、出版物等によるプライバシー権等の侵害と比較できないほど過度なものになりやすい。「忘れられる権利」は、人間には非理性的な側面があり、ときに愚行を犯すものであることを認めたとうえで、それでもなおその者を社会に再び迎え入れることを保障しようとするものといえる<sup>23</sup>。このようなことから、「忘れられる権利」については、もっと前向き・積極的に検討されてよいと考えられる。

(平成29年3月15日脱稿)

- 1 宮下紘「『忘れられる権利』について考える」法セミ741号(2016年)1頁参照。
- 2 「忘れられる権利」に関する各国の議論状況については奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利』(人文社、2015年)140頁以下参照。
- 3 宇賀克也「『忘れられる権利』について—検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」論究ジュリスト18号(2016年)24頁、宮下紘「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌50巻1号(2016年)35頁参照。
- 4 村田健介「『忘れられる権利』の位置付けに関する一考察」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号(2016年)493頁参照。
- 5 杉谷眞「忘れてもらう権利—人間の『愚かさ』の上に築く権利—」Law & Practice 7号(2014年)153頁参照。
- 6 平成28年(許)第45号平成29年1月31日最高裁第三小法廷決定。最高裁ウェブサイトwww.courts.go.jpの裁判例情報参照。
- 7 京都新聞2017年(平成29年)2月2日付朝刊参照。
- 8 宮下・前掲法セミ1頁参照。
- 9 杉谷・前掲159頁、宮下・前掲比較法雑誌56頁参照。
- 10 村田・前掲506頁、宇賀・前掲25頁参照。
- 11 宇賀・前掲25頁、山口いつ子「GoogleとEUの『忘れられる権利(削除権)』」自治研究90巻9号(2014年)96頁参照。
- 12 法的対処の方法については、田島正広「インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害の法的対処」東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編『情報・インターネット法の知識と実務』(ぎょうせい、2016年)2頁以下参照。
- 13 裁判例については、プロバイダ責任制限法実務研究会編『最新プロバイダ責任制限法判例集』(弁護士会ブックセンター出版部LABO、2016年)25頁以下、森亮二「検索とプライバシー侵害・名誉毀損に関する近時の判例」法律のひろば68巻3号(2015年)51頁参照。
- 14 さいたま地決平成27年12月22日判時2282号78頁。なお、申立人代理人による本決定の評釈Law & Technology 72号(2016年)41頁参照。
- 15 日本経済新聞2016年7月13日付、宮下・前掲法セミ2頁参照。
- 16 前掲・注6参照。
- 17 日本経済新聞2016年7月13日付、宮下・前掲法セミ2頁参照。
- 18 宇賀・前掲24頁参照。
- 19 「座談会 インターネット上における権利侵害の問題」Law & Practice 9号(2015年)297頁(神田知宏発言)参照。
- 20 宮下・前掲法セミ1頁、同・比較法雑誌56頁参照
- 21 飯島滋明「『忘れられる権利』の憲法的基礎としての『個人の尊厳』『幸福追求権』」奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利』(人文社、2015年)64頁参照。
- 22 飯島・前掲64頁参照。
- 23 杉谷・前掲165頁参照。